

高齢者虐待防止指針

社会福祉法人 倫照会

特別養護老人ホーム リバーサイド学園木花

1 理念の体現

高齢者の尊厳を保持するため、いかなる時も高齢者に対して虐待を行ってはならない。
この理念を体現するため、社会福祉法人 倫照会として「高齢者虐待防止指針」を定め、職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有する。

2 高齢者虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること、また、正当な理由なく身体を拘束すること

(2) 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべき介護や世話を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は拒絶的な対応、その他、高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせること

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること（高齢者の同意なしに金銭を使用すること、又は本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること）

3 高齢者虐待を未然に防止するための取組

(1) 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に努める。

(2) 介護サービスの点検を行うことにより、虐待に繋がりがねない不適切な介護を改善し、介護の質を高める。

(3) 職員が一体となり、権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高める研修を充実させる。

7 職員研修に関する指針

(1) 「高齢者防止方針」をもとに高齢者虐待の定義

虐待を防止する取組、虐待の「発見・通報・解決」と再発防止について全職員の研修を深める。

(2) 開催月

年間2回（7月 1月）

8 その他高齢者虐待防止の推進するために

(1) 虐待に対する「自覚」は問わない

- 高齢者本人や職員の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する。

(2) 高齢者の安全確保を優先する

- 虐待の通報には、高齢者の生命に関わるような緊急的な事態がある。
入院などの緊急措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができない場合でも高齢者の安全確保を優先する必要がある。

(3) 常に迅速な対応を意識する

- 高齢者虐待の問題は発生から時間が経過するにしたがって、虐待が深刻化することが予想される。通報等がなされた場合には迅速な対応を行う。

(4) 必ず組織的に対応する

- 高齢者虐待の事例に対しては、担当者一人の判断で行うことを避け、組織的な対応を行う。

相談や通報、届出を受けた職員は、早急に虐待防止担当者（相談員）や虐待防止責任者（施設長）等に相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断する。

さらに、高齢者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく。

(5) 関係機関と連携する

- 複合的な問題を抱える事例に対しては、行政機関との連携は基より「事実確認」「緊急時の対応」等、警察、消防、救急、病院、金融機関等との連携が必要になることがある。

(6) 記録を残す

- 会議や当事者とのやり取りをすべて記録に残し、事後検証や再発防止、また、説明責任を果たすために、欠かすことはできない。

9 虐待に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情相談受付担当者は受け付けた内容を施設長に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

10 指針の閲覧

当法人での「高齢者虐待防止指針」は求めに応じて施設内に閲覧できるようにする。
当法人のホームページに公表し、利用者及び家族等にも閲覧できるようにする。

附則 ・令和3年4月1日より施行。

・令和6年4月1日改定。

改定内容：9の虐待に係る苦情解決方法を適用。

・令和8年5月27日改定。

改定内容：6の委員会開催時期の変更と、7の職員研修開催時期追記。